

検討事項 1 : 効率的かつ持続可能な 回収・処理について

海洋ごみの及ぼす
様々な影響

船舶航行

海洋環境

沿岸居住環境

観光・漁業



長崎県
対馬市

国内外問わず様々な地域からご
みが漂着（漂着地に責任無し）

漂着地のみの努力
では解決困難

海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立（平成21年7月）
第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

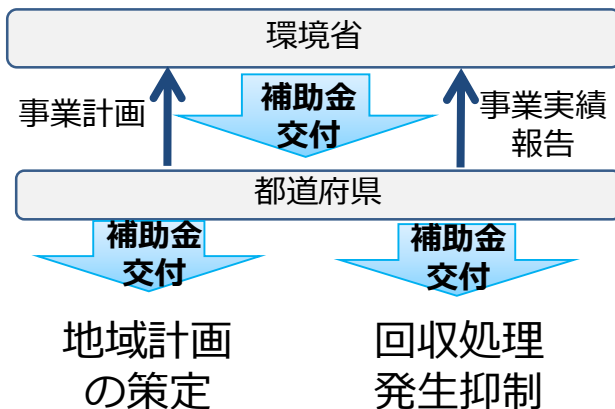
海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業、発生抑制対策に係る事業等に対し、補助金で支援。

補助率：7～9/10）平成21年度～

地方負担に対する特別交付税措置 80%

※北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理の場合、補助率：8.5～9.5/10で地方負担に対する特別交付税措置100%

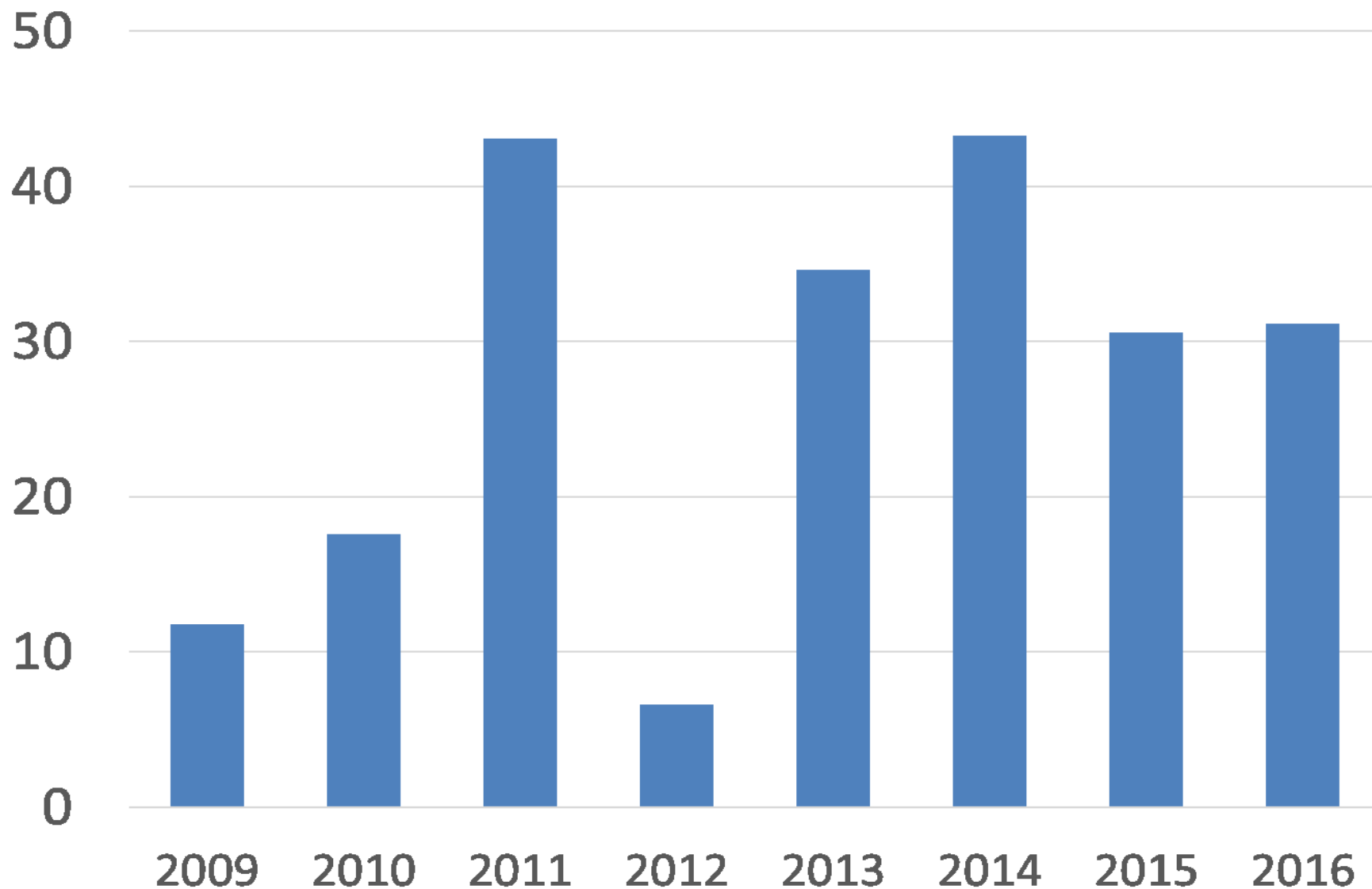


重機やボランティアによるごみの回収処理活動

海岸漂着物地域対策推進事業による回収・処理量

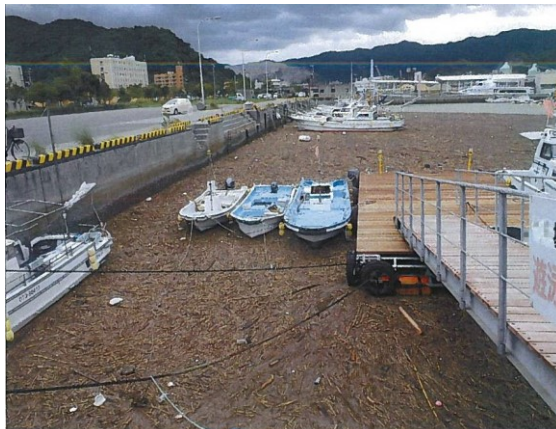
単位


1,000トン

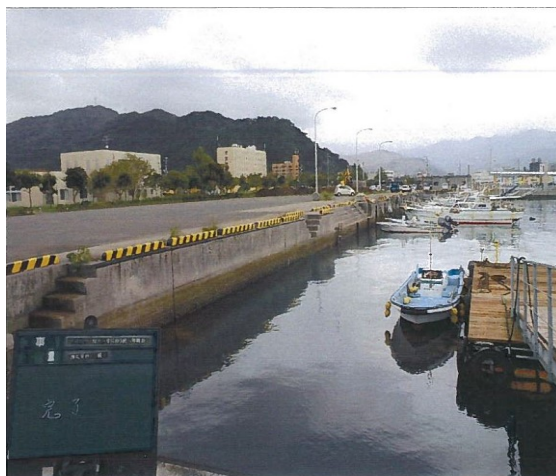


海岸漂着物等地域対策推進事業

(before)



(after) 



ごみ拾いをスポーツに！

- スポーツ×ごみ拾い「スポGOMI（スポゴミ）」は、5人までのチーム対抗で、1時間の制限時間の中、決められたエリア内で集めたごみの量と質を競い合う、という日本生まれの最も地球にやさしいスポーツである。
- ごみ拾い活動にスポーツ的な要素を組み込み、その競技性や楽しさなどからまずはおみ拾い活動に参加してもらい易い仕組みになっており、これまで約800大会、約8万8千人が参加している。また、ロシア、ミャンマー、韓国、パナマ、ハワイなどでも大会が開催されている。



スポGOMI活動写真①



スポGOMI活動写真②

まち美化アダプト・プログラム（+ 飲料業界の取組）



- 飲料容器の散乱防止に取り組む食環協は、市民と行政の協働による新たなまち美化手法「アダプト・プログラム」の普及を推進している。市民が、道路、河川、公園等の公共スペースを養子に見立て我が子のように愛しみ、清掃美化を行い、行政がそれを支援する同プログラムは、現在では、45,000団体以上、約250万人が参加する広がりを見せ、地域の環境美化に貢献している。
- 清涼飲料業界は、「PETボトルの100%有効利用」を2030年度までに実現するため、ボトルtoボトルのリサイクルの推進に取り組んでいる。



清掃活動写真①



清掃活動写真②

元水推第160号
令和元年6月4日

都道府県水産主務部長 殿

水産庁増殖推進部漁場資源課長

漂流ごみ等の回収・処理の推進等について

日頃より、水産施策の推進等に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び同省水・大気環境局水環境課海洋環境室長から都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長及び海岸漂着物対策担当部(局)長宛に「漂流ごみ等の処理体制構築等について(通知)」(令和元年6月4日付け環循適発第1906041号及び環水大水発第1906041号)が発出されています。ここに記されているとおり、漁業者が通常の操業時に回収した漂流ごみ等については、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進する旨の新たな方針が打ち出されております。

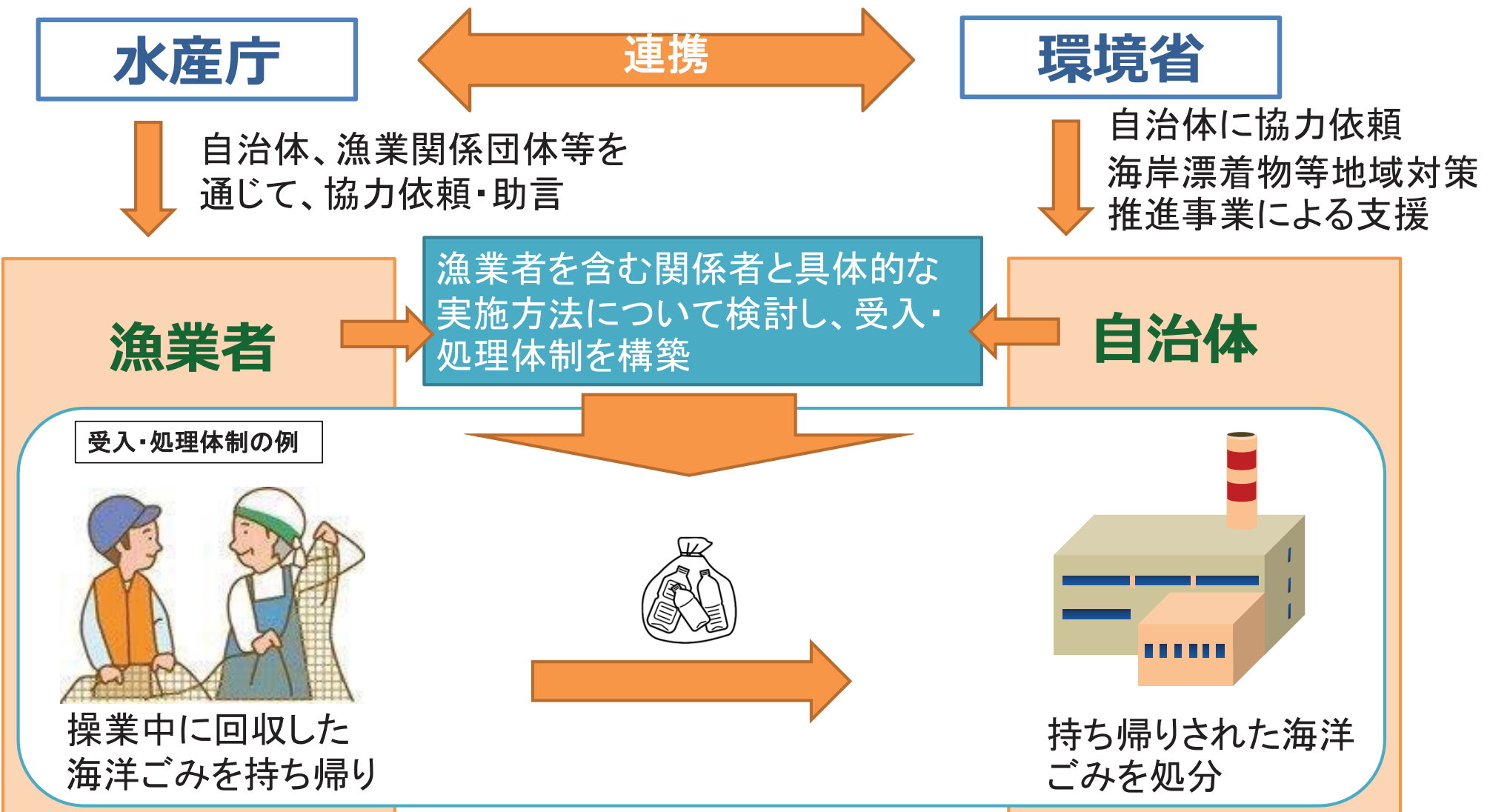
つきましては、下記の事項について貴都道府県の漁業関係者への周知・指導方よろしく申し上げます。

記

1. 漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討及び陸上における受入・処理体制構築等に当たっては、漁業関係者も積極的に協力・貢献すること。そのために海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への参画が求められた場合には積極的に参画すること。
2. 都道府県及び市町村による漂流ごみ等の受入・処理体制構築の状況を踏まえつつ、漁業の通常の操業時に漁網に混入した漂流ごみ等について、漁業者による回収・持ち帰りを奨励すること。

以上

漂流ごみ等の回収・処理について（入網ごみ持ち帰り対策）



(写真)香川県提供

<対策のポイント>

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

<政策目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を5年間で20%増加〔令和2年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持（環境異変等への早期対応件数の割合を5年間で20%増加〔令和2年度まで〕）

<事業の内容>

- 漁業者等により構成された活動組織等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取り組みを支援します。

① 環境・生態系保全

ア 水域の保全

藻場、サンゴ礁の保全、種苗放流等の活動を支援します。

イ 水辺の保全

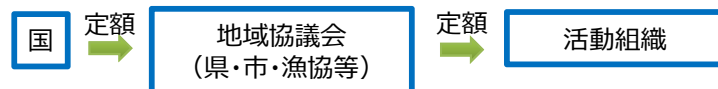
干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

② 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。

※ 上記の①及び②に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



- ・ 交付率：① 定額（1/2相当）
- ② 定額（ただし、資機材の整備は1/2以内）

<事業イメージ>



干潟の保全（干潟の耕うん）



漂流漂着物の回収・処理



藻場の保全（ウコの駆除）



国境・水域の監視

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）

○ 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3) 漂着量が1,000m³以上のもの

※本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

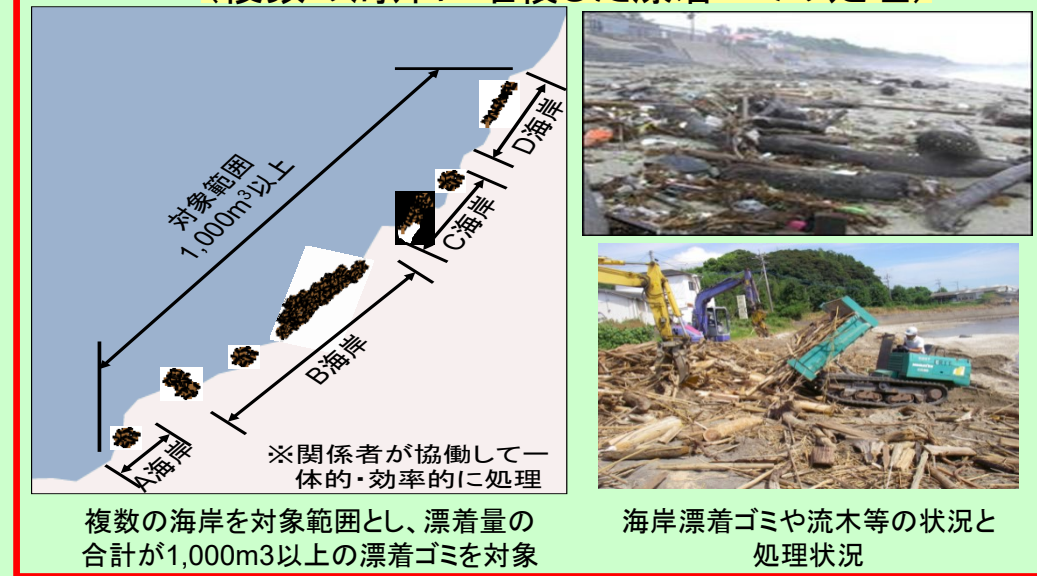
○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補助率：1/2

○災害関連事業として実施

（複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理）



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象

海岸漂着ゴミや流木等の状況と処理状況